

(様式第2号)

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

火薬庫設置の所有権等にかかる許可

根拠条文

火薬類取締法第13条

製造業者又は販売業者は、もっぱら自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有しなければならない。但し、土地の事情等のためやむを得ない場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

審査基準

火薬類取締法第13条但し書きの当該性の判断は、次に掲げるとおり

平成10年3月31日付平成10・03・30立局第1号通商産業省環境立地局長通知 1(1)、2による。

(当該通知は、消防チームで閲覧できます。)

標準処理
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
10日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	10日	